

- (4) 契約担当官等から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 指名停止中業者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該指名停止中業者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務の請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 海上自衛隊東京業務隊会計科契約係 山下 優 電話03-3268-3111 内線57845
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限 郵送による場合は、平成31年3月7日17時15分。ただし、入札書を持参する場合は、開札の日時までとする。
- (4) 開札の日時及び場所 平成31年3月8日13時30分 防衛省市ヶ谷庁舎E-2棟1階東京業務隊会議室
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Contracting entity: Atsushi Hattori, Head of Accounting Division, Japan Maritime Self Defense Force Service Activity, Tokyo
- (2) Classification of the products to be produced: 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Chart 6 kn

- (4) Delivery period: 31 March 2020
- (5) Delivery place: Print Supply Unit
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
- ① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
- ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
- ③ have a Grade A, B, C or D in the "Sale" in the Kanto and Koushinetsu area in terms of the qualifications for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.
- ④ The Person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry Defense
- (7) Time-limit for tender 17:15 7 March 2019 in case of by mail, 13:30 8 March 2019 in case of by hand.
- (8) Contact point for the notice: Masaru Yamashita, Contract Section, Accounting Division, Japan Maritime Self Defense Force Service Activity, Tokyo 5-1 Ichigaya-honmuracho Shinjuku-ku, Tokyo, 162-8803 Japan TEL 03-3268-3111 ext. 57845

### 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年1月11日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部

調達総括官 内田 雄三

◎調達機関番号 010 ◎所在地番号 13

### ○第48号

#### 1 調達内容

- (1) 品目分類番号 12, 13, 16
- (2) 購入等件名及び数量:
- ① 油圧テストスタンド 1台
- ② シャーリングマシンII型 1台
- ③ 旋盤(8尺) 1台
- ④ 恒温保管庫, 衛生資材用, 2坪 1EA
- ⑤ 粉末自動充填包装機 1EA
- ⑥ 演習場整備器材IX型(油圧ショベル(伐採機・草刈り機・掘削バケットアタッチ)) 9台
- ⑦ 演習場整備器材I型(油圧ショベルロングアーム) 11台
- ⑧ トラッククレーン 8台
- (3) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (4) 納入期限 入札説明書による。
- (5) 納入場所 入札説明書による。
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において次に示す等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 1(2)②~⑤ 「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」「B」「C」又は「D」
- 1(2)①、⑥~⑧ 「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」「B」又は「C」
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛装備庁調達事業部部品調達官付機械車両室調達第3班調達専門官 吉田絵里子 電話03-3268-3111 内線35294
- (2) 紙入札、郵送による入札書、及び電子入札による入札書の受領期限
- 1(2)①~⑤ 平成31年3月4日18時00分
- 1(2)⑥~⑧ 平成31年3月7日18時00分
- (3) 開札の日時及び場所
- 1(2)① 平成31年3月5日10時00分
- 1(2)② 平成31年3月5日10時15分
- 1(2)③ 平成31年3月5日10時30分
- 1(2)④ 平成31年3月5日10時45分
- 1(2)⑤ 平成31年3月5日11時00分
- 1(2)⑥ 平成31年3月8日10時00分
- 1(2)⑦ 平成31年3月8日10時30分
- 1(2)⑧ 平成31年3月8日10時45分
- 1(2)①~⑤ 防衛装備庁第2入札室
- 1(2)⑥~⑧ 防衛装備庁第1入札室
- 4 電子入札システムの利用 本件は、紙による応札及び入開札手続とあわせて、「電子入札システム」を利用した応札及び入開札手続を使用するものとする。なお、詳細については入札説明書による。
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 落札者となった場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとし、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは、国庫に帰属する。
- ③ 5(2)②の保証金以上の金額につき、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだときは、これを免除する。